

マドリッド協定議定書に基づく 国際登録出願及び国際商標登録出願の留意点

令和2年3月
国際意匠・商標出願室

国際登録出願の願書(MM2)作成時の留意点

第10欄: 指定商品・役務リスト: 留意点(1)

10 GOODS AND SERVICES

(a) Indicate below the goods and services for which the international ...

- 7 Beer pumps; bottle sealing machines.
- 25 Clothing; sock suspenders; suspenders [braces]; belts for clothing; boots for sports.

(b) The applicant wishes to limit the list of goods and services in respect of one or more designated Contracting Parties, as follows:

For CN and EM Class 7 Beer pumps.

For KR Class 7

For US Class 7 remains unchanged
Class 25 T-shirts.

- ① ニース分類(商品・サービスの国際分類表)の版: 本国官庁(特許庁)がMM2を受理する日に有効な版が適用される。
- ② 商品区分が複数ある場合は、番号の小さい順に記載する。
- ③ 区分の商品の最初にのみ大文字を使用し、二つ目以降は小文字を使用する。
- ④ 商品(役務)毎にセミコロン(;)で区切る。一の商品(役務)表示内の要素を分ける際には、カンマ(,)を使用する。
例. “Retail services or wholesale services for clocks, watches, spectacles and eyeglasses; retail services for automobiles.”
- ⑤ 商品表示は、複数形を使用することが国際事務局により推奨されている。
例. “sock suspenders”
ただし、“clothing” や “bread”等の不可算なものや、複数形にすると意味の変わってしまうもの等を除く
例. 「鉄」? 「アイロン」? “iron”? “irons”?;
Class 24 「布地」は“cloth” でOK。

国際登録出願の願書(MM2)作成時の留意点

第10欄: 指定商品・役務リスト: 留意点(2)

10 GOODS AND SERVICES

(a) Indicate below the goods and services for which the international ...

7 Beer pumps; bottle sealing machines.

25 Clothing; sock suspenders;
suspenders [braces]; belts for clothing;
boots for sports.

(b) The applicant wishes to limit the list of goods and services in respect of one or more designated Contracting Parties, as follows:

For CN and EM Class 7 Beer pumps.

For KR Class 7

For US Class 7 remains unchanged
Class 25 T-shirts.

- ⑥ 曖昧な用語(例. “Bags and the like”, “... etc.”)は、表示欠陥の対象となりやすいため、具体的な表示とする。
- ⑦ スペルや文法に誤りがないかご確認下さい。
例. “accommodation” or “acomodation” ?
“stationery” or “stationary” ?
- ⑧ 第10欄(b)に指定する限定リストは、第10欄(a)よりも拡大しないように注意する。また、(a)に記載した個々の商品名に変更がない場合は、“Class □ remains unchanged”等と記載する。
- ⑨ 誤登録のおそれがあるため、商品(役務)表示に波線や点線は付さない。

II. その他の手続について(日本から外国へ)

国際登録出願の事後指定書(MM4)作成時の留意点

第3欄: 代理人の選任

3 APPOINTMENT OF A (NEW) REPRESENTATIVE

(only complete this item if you are appointing a (new) representative)

Name: TOKKYO Taro

Address: 3-4-3, Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo 100-8915 Japan

Telephone: 81-3-3581-1101 Fax: 81-3-3580-8033

E-mail address: TOKKYO-Taro@jpo.go.jp

SIGNATURE OF THE HOLDER APPOINTING THE ABOVE (NEW)
REPRESENTATIVE

第3欄

- 新たな代理人選任を行う場合は、名義人署名が必要。
- 新たな代理人を選任すると、先の代理人は上書きされる。

ここに国際登録名義人の署名

第5欄: 指定商品・役務リスト

5 GOODS AND SERVICES CONCERNED BY THE SUBSEQUENT DESIGNATION

第5欄

- 特定又は全ての指定国について限定した商品役務リストを記載する場合、国際登録簿上の商品役務リストによりカバーされることが条件となる。国際登録簿上のリストよりも拡大したリストとすることはできない。

➤ ~~発信主義~~ **到達主義** 日本国特許庁又は国際事務局 (IB) が受理した日

- ✓ 出願 (MM2) : **国際登録日** ≡ **特許庁が受理した日**
国際登録日に、指定国に直接出願したものとみなされる。
ただし、特許庁がMM2を受理した日から2月以内に国際事務局が受理しない場合には、国際事務局が受理した日が国際登録日となる。
- ✓ 事後指定 (MM4) : **事後指定日** ≡ **IBが受理した日** **又は** **特許庁が受理した日**
事後指定日に、指定国へ直接出願したものとみなされる。
- ✓ 更新 (MM11) : 特許庁の受理日は、条約上、何ら意味を持たない。
更新の請求書は、満了日までに国際事務局により受理される必要あり。

➤ **適用される個別手数料の額**（議定書に基づく規則第34規則）

- ✓ 出願 (MM2) : 特許庁がMM2を受理した日に有効な額
- ✓ 事後指定 (MM4) : 特許庁経由でIBに提出する場合は、特許庁がMM4を受理した日に有効な額
- ✓ 更新 (MM11) : 原則として、支払日、すなわち、IBが適正額を受領した日に有効な額。ただし、満了日よりも3月以上前に支払う場合には、満了日の3月前に有効な額。

Fee Calculator

For date:	01.07.2014
Number classes	

- 01.07.2013
- 08.07.2013
- 20.07.2013
- 17.08.2013
- 12.10.2013
- 16.10.2013
- 07.11.2013
- 12.11.2013
- 07.12.2013
- 01.01.2014
- 12.01.2014
- 14.01.2014
- 06.03.2014
- 09.04.2014

「for date」欄
に注意！！

Ⅲ. 国際商標登録出願(外国から日本へ)

1. 代理人受任届に関する留意事項

【書類名】 代理人受任届
((提出日) 令和 年 月 日)
【あて先】 特許庁長官 殿

【事件の表示】
【出願番号】 国際登録第1234567号

【手続をした者】
【住所又は居所】 15 chemin des Coiombettes 1131 GENÈVE 10 Suisse
【氏名又は名称】 PASSIFLORE Société Anonyme

【受任した代理人】
((識別番号) ○○○○○○○○○○
【住所又は居所】 東京都千代田区霞が関3-4-3
【氏名又は名称】 国際 太郎 (印)

【提出物件の目録】
【物件名】 代理権を証明する書面 1
又は

【包括委任状番号】 ○○○○○○○○

事後指定の場合は、「○年○月○日に事後指定が記録された国際登録第○○○○○○○号」のように記載してください。

国際登録の名義人の「住所又は居所」及び「氏名又は名称」は、国際登録簿に記録された文字と同一の文字で記載してください。(国際登録簿は、Madrid Monitor (<https://www3.wipo.int/madrid/monitor/en/>) で確認)

代理人の住所・氏名の記載と押印が必要です。識別番号による住所の省略はできません。また、識別ラベルは使用できません。※代理人の住所を変更する場合は、「代理人住所(居所)変更届」、印鑑を変更する場合は「印鑑変更届」の提出が必要です。

包括委任状番号が未通知の場合、次のように記載してください。

【提出物件の目録】
【物件名】代理権を証明する書面 1
【援用の表示】平成○年○月○日提出の包括委任状を援用する。

※包括委任状提出書の写しを添付してください。

2. 委任状に関する留意事項

委 任 状

(文例)

私は弁理士〇〇〇〇、同××××を代理人と定めて下記事項を委任する。

1. 国際登録第 1234567 号に関する一切の件
2. 上記事件につき、復代理人を選任及び解任する件、拒絶査定不服若しくは補正却下の決定に対する審判を請求する件、並びに、放棄、取下げ若しくは出願変更をする件
3. 上記各項に関し、行政不服審査法に基づく諸手続を行う件、及び取下げをする件

〇〇〇〇年〇月〇日

住所 東京都千代田区霞が関3-4-3
4-3, Kasumigaseki 3-chome, Chiyoda-ku 100-8915(JP)

名称 ▲▲株式会社
▲▲ KABUSHIKI KAISHA(also trading as ▲▲ Corporation)

代表者 代表取締役社長 ■■■■



左記の委任事項は文例です。委任事項は名義人と代理人で決定してください。

外国語で記載された委任状には翻訳を添付してください。

名義人の住所・氏名は、国際登録簿に記録された文字と同一の文字で記載してください。

(国際登録簿は、Madrid Monitor (<https://www3.wipo.int/madrid/monitor/en/>) で確認)

名義人又は代表権限のある者が記名及び署名します。日本人の場合には記名及び押印してください(日本人の場合は署名は不可)。

3. 手続補正書(指定商品・役務の補正)に関する留意事項①

➤ 手続補正書の提出期限

✓ 国際登録日又は事後指定日が2020年3月31日までの国際商標登録出願の場合

- ・暫定的拒絶通報の発送日から3月(発信主義)。
- ・期間延長請求は、応答期間内に1回(1月)及び応答期間経過後に1回(2月)の最長3月の請求が可能。
- ・案件が特許庁に係属している間は、上記期限に係わらず、WIPO国際事務局にMM6を提出することにより指定商品・役務の補正が可能。

※注意※

審査官通知(暫定的拒絶通報後に補正を出願人に促す通知)に対して、手続補正書は提出できません。WIPO国際事務局にMM6を提出してください。

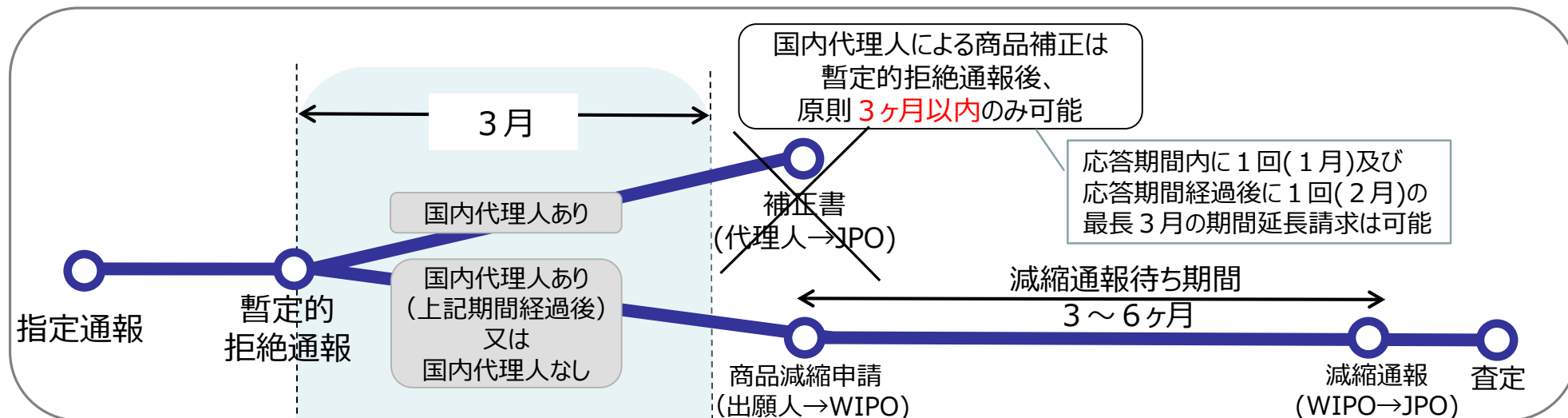
✓ 国際登録日又は事後指定日が2020年4月1日以降の国際商標登録出願の場合

- ・暫定的拒絶通報の発送日後、案件が審査、審判及び再審に係属している間は、手続補正書の提出が可能。
- ・従前どおり、WIPO国際事務局にMM6を提出することによる指定商品・役務の補正も可能(案件が特許庁に係属している間)。

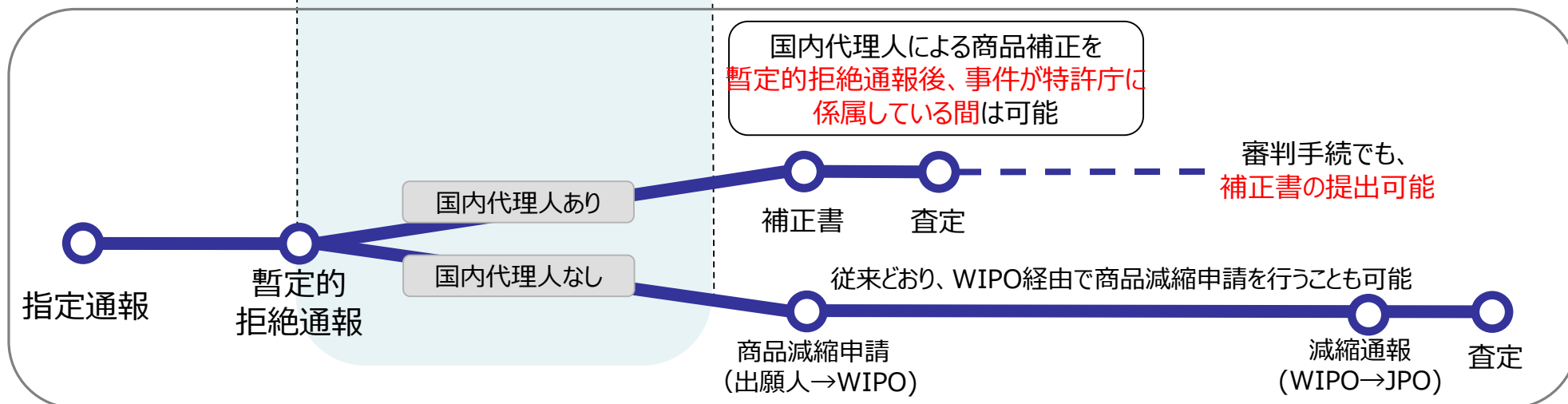
Ⅲ. 国際商標登録出願（外国から日本へ）

3. 手続補正書(指定商品・役務の補正)に関する留意事項① ー参考ー

国際登録日又は事後指定日が**2020年3月31日までの**国際商標登録出願



国際登録日又は事後指定日が**2020年4月1日以降**の国際商標登録出願



3. 手続補正書(指定商品・役務の補正)に関する留意事項②

【書類名】 手続補正書
【提出日】 令和 年 月 日
【あて先】 特許庁審査官 殿

【事件の表示】
【出願番号】 国際登録第1234567号

【補正をする者】
【住所又は居所】 15 chemin des Coiombettes 1131 GENÈVE 10 Suisse
【氏名又は名称】 PASSIFLORE Société Anonyme

【代理人】
【住所又は居所】 東京都千代田区霞が関3-4-3
【氏名又は名称】 国際 太郎 (印)

【手続補正1】
【補正対象書類名】 商標登録願
【補正対象項目名】 第14類
【補正方法】 変更
【補正の内容】
【第14類】
【指定商品(指定役務)】 Watches; wristwatches; wall clocks.

【手続補正2】
【補正対象書類名】 商標登録願
【補正対象項目名】 第15類
【補正方法】 削除

➤ 手続補正書の記載方法

- ✓ 指定商品・役務を区分単位で補正するときは、左記のように記載します。
- ✓ 指定商品・役務の全文を補正するときは、【補正対象項目名】の欄に「指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分」と記載し、【補正の内容】の欄には、補正をしない区分・指定商品(役務)を含め、補正後の全ての区分・指定商品(役務)を記載してください。

※記載のない区分・指定商品(役務)は削除されたこととなりますので、ご注意ください。

<左記の補正内容を全文補正により記載する場合の記載例>

【手続補正1】
【補正対象書類名】商標登録願
【補正対象項目名】指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分
【補正の方法】変更
【補正の内容】
【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】
【第14類】
【指定商品(指定役務)】 Watches; wristwatch; wall clocks.